

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民年金に関する 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神河町は、国民年金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

兵庫県神河町長

## 公表日

令和7年12月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>神河町は、国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>1 適用業務 国民年金法に基づき、国民年金被保険者(第1号被保険者のみ)資格の取得・喪失、付加保険料納付申出・辞退及び氏名・住所等の変更の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。</p> <p>2 免除業務 (1)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例申請の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、審査に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、国民年金保険料の免除勧奨及び継続免除審査に必要な情報を日本年金機構に提供する。</p> <p>3 給付業務 (1)国民年金法に基づき、年金である給付及び一時金の支給の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。 (2)国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。 (3)年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、年金生活者支援給付金の届出の受付を行い、日本年金機構に報告する。また、支給に必要な情報を日本年金機構に報告する。</p>
③システムの名称	1 国民年金システム 2 ねんきんネット 3 団体内統合宛名システム 4 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表46、128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 総務課 電話:0790-34-0001 ファクス:0790-34-0691 E-mail:soumu@town.kamikawa.hyogo.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前64番地 神河町役場 住民生活課 電話:0790-34-0962 ファクス:0790-34-1556 E-mail:jyumin_seikatu@town.kamikawa.hyogo.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <div style="text-align:right">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <div style="text-align:right">           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div>
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <div style="text-align:right">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、次のような対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やCDについては、施錠できる書棚等に保管することを徹底。 ・廃棄書類については、特定個人情報が含まれていないかダブルチェックの実施。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は年金事務所に送付している。送付に際しては複数人での確認を実施。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査      [      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス制限の所持者には、離席時のログアウトの徹底を呼び掛けており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	住民生活課 課長 吉岡嘉宏	住民生活課 課長 高木浩	事後	
平成29年7月1日	公表日	2015/6/24	2017/7/25	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	実施する	実施しない	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号、別表第二の48、50の項		事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	公表日	2018/3/26	2018/6/28		見直し
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I -5-②	住民生活課 課長 高木浩	課長	事後	
令和1年6月28日	II -1	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II -2	平成30年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV -1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV -2		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -3-1目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -3-1権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -5		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -6-1目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -6-2不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -7		十分である	事後	
令和1年6月28日	IV -8		○自己点検 ○内部点検	事後	
令和1年6月28日	IV -9		十分である	事後	
令和2年8月27日	公表日	2019/6/28	2020/8/27		見直し
令和2年8月27日	II -1	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年8月27日	II -2	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	公表日	2020/8/27	2023/8/4		見直し
令和5年8月4日	II -1	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II -2	令和2年8月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	公表日	2023/8/4	2024/7/22		見直し
令和6年7月22日	I -3	別表第一の31、95の項	別表46、116、128の項	事後	法改正対応
令和6年7月22日	I -1 ②の3		(4)特別障害給付金に係る請求等の受理、確認	事後	法改正対応
令和6年7月22日	II -1	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年7月22日	II -2	令和5年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年7月1日	公表日	2024/7/22			見直し
令和7年7月1日	I -1 ②の3	(4)特別障害給付金に係る請求等の受理、確認		事後	
令和7年7月1日	I -3	別表46、116、128の項	別表46	事後	
令和7年7月1日	II -1	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点		見直し
令和7年7月1日	II -2	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点		見直し
令和7年7月1日	IV -8		[十分である] マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底している。 また、次のような対策を講じており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・特定個人情報を含む書類やCDについては、施錠できる書棚等に保管することを徹底。 ・廃棄書類については、特定個人情報が含まれていないかダブルチェックの実施。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は年金事務所に送付している。送付に際しては複数人での確認を実施。	事後	
令和7年7月1日	IV -11		[1]目的外の入手が行われるリスクへの対策 [十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス制限の所持者には、離席時のログアウトの徹底を呼び掛けており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年11月1日	公表日	令和7年7月1日	令和7年12月18日		様式見直し
令和7年11月1日	I -3	別表46	128項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	事後	
令和7年11月1日	II -1	令和7年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	
令和7年11月1日	II -2	令和7年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	